

親鸞の妻、玉日をめぐって（一）

武 田 晋

はじめに

親鸞聖人（以下、敬称を略す）の婚姻をめぐるのは、その妻が一人であったのか二人であったのか。また、それは玉日であったのか、恵信尼であったのかといった諸説が複合的に混じり確定的な説がない。唯一確かなのは、恵信尼との間に子供をもうけた夫婦関係があった、ということであろう。

ところで、近年刊行された梅原猛『親鸞「四つの謎」を解く』（新潮社、二〇一四年刊）では、実証的な考察から親鸞の妻である玉日について、史料だけではなく現地取材を通して、その存在を主張している。⁽¹⁾ また現時点で、これらの指摘に触れた新しい論証や反論も見受けられないように思われる。

拙者は真宗学の文献的考察を主とした研究をする者であり、史学的考察や論考が専門ではないが、いくつかの史料の考察から梅原氏の指摘について若干の論考を加えたい。

一 玉日と恵信尼

まず、煩雑とはなるが、恵信尼と玉日に関する史料的なものから確認しておきたい。

系図に関する史料を確認すると、玉日と恵信尼の両者の名前が掲載されている。南北朝時代の永和三(一三七七)から応永二年(一三九五)に編纂された氏族の系図の書物である『新編纂図本朝尊卑分脈系譜雜類要集』(『尊卑分脈』内麿公孫)には、範宴(親鸞)の下に八人の子女を記し、長子「印信」として「阿闍梨 大式公 母月輪閨白女」(史料集成七・四九三頁)と注記される。親鸞の最初の子が印信(範意)と記述され、その母に「月輪閨白女」と、月輪閨白こと九条兼実(一一四九～一二〇七)の娘が母であると明記される。さらに、第二子の「慈信」(善鸞)には「母兵部卿 三善為教女」とあり、以下の子女にも「母同」とあることから、「印信」以外の母は恵信尼として記載される。また、この系図では第三子に「如信」が記されるが、「実慈信子」(善鸞の子)として記載されている点を考えると、親鸞の子女は系図上では男女七人となり、長子以外は恵信尼の子という事になる。

続いて、蓮如(一二四五～一四九九)の子である実悟(一二四九～一五八四)が編纂した『日野一流系図』(大阪府大谷派願得寺蔵、天文十年、一五四一年奥書)には、同じく範宴(親鸞)の下に七人の子女を記し、長子「範意」に注記して「阿闍梨 第式 遁世 改印信 母後法性寺摂政兼実公女 月輪殿也」(史料集成七・五二〇頁)と記される。第二子は「女子」で、「号小黒女房、母兵部大輔三善為教女、法名恵信」とある。

また、天文末年から天正年間頃に書写されたといわれる『本願寺系図(古本本願寺系図)』には、同じく範宴(親鸞)の下に七人の子女を記し、長子「範意」として「大式阿闍梨 遁世印信 母後法性寺摂政太相国兼実女」(史料集成七・五五二頁)と、範意の母は後法性寺殿とも称された九条兼実の娘と記載される。第二子として「女子」として「号小黒女房」と注記して「母兵部大輔 三善為教女」と記すことから、以下は恵信尼の子女と考えられる。

次に、親鸞に関する伝記で一番早い成立となるのが覚如(一二七〇～一三五二)の『本願寺聖人伝絵』³⁾であるが、詞を綴る『御伝鈔』には親鸞の婚姻に直接触れる記述はない。六角堂参籠による夢告が、親鸞の女性観と関係して問題視される程度である。しかしながら、覚如の『口伝鈔』では、「恵信御房「男女六人の君達の御母儀」(聖典全書

四・二六五頁）などと、三箇所に「恵信御房」という呼称で恵信尼について触れている。この恵信尼については、大正十年（一九二一）に本願寺の蔵より恵信尼の消息（『恵信尼消息』）が発見され、親鸞の実像とその関係が明確になつてきたのであるが、覚如が恵信尼に触れるのは、親鸞の子女六人の母が恵信尼であるという点だけである。

これらの史料を通観すると、親鸞には七人の子女があり、長子である範意（印信）の母は月輪殿こと九条兼実の娘であり、慈信（善鸞）以降の子女の母は恵信尼と考えられるが、次に示す後代の史料が、玉日と恵信尼の問題をより複雑にしている。

例えば、蓮如の孫・顕誓（一四九九―一五七〇）の『反故裏書』には、

御母ハ恵信ノ御房月輪禪定殿下ノ御姫玉日ト申セシ貴人也

（傍点筆者、史料集成二・七四三頁）

とあり、江戸期の以下の文献においても同様に、

二には七人の御子の母は玉姫御一人也、玉姫を後に恵信と号す。或る巻物に七人母同じと云り、然るに流刑の時関白の息女といへば其の恐れ憚る方あるが故に三善為教の娘と取名を成し、其の御身も本との玉姫の名を替へ隠し給へり、之に依て諸記の中に流罪以前の御子の母をば玉姫と本名を記し、左遷以後六人の母は別也と云といへども実は始終御一人也。是は堅田の伝又康楽寺の伝也、彼の浄賀の母は北国にて玉姫にみやづかへたる上謁を給はりたりける也と云云。この説なれば「一生之間能莊嚴」の夢の告げに符号す、右両説重て決すべし。

（傍点筆者、『叢林集』⁴⁾、史料集成八・二九〇頁）

古記に曰く、玉姫君御流刑の時。御いざなひあつて御下向なされ。累歳御給仕あり。四男三女の御子を生し給ひ。御剃髪の後、恵信尼公と名づく。とあり。開山御入寂の後に御逝去ありつるとなり、此玉姫君と申は、三善為教卿の御息女たりしを、後法性寺兼実公の御養子にしたまひ。開山聖人へ娶させ給ひぬ。

（傍点筆者、『ひらかな親鸞聖人御一代記』大系真宗史料三・二四二頁）

とある。これらによると、玉日と恵信尼は同一人物で、九条兼実の娘ということを憚る畏れから流罪前後で名前を変えたのか、逆に三善為教の女を兼実の養子として嫁がせたというのである。

二 高田派刊行の諸伝記

では、従来あまり重要視されることのなかった高田派刊行の諸伝記の記述はどうであろう。⁽⁵⁾ここでは、諸伝記の中から下野高田の専修寺に蔵せられ、いずれも五天良空（一六六九～一七三三）が刊行したものとして、親鸞の婚姻に触れているものを確認しておこう。刊行年記が時代的にかなり下る点や、真宗高田派が諸派の中心であると記載される点、親鸞に関しての奇瑞的伝承譚が多く掲載される点から、『恵信尼消息』発見以来その史料価値が低く評価されるようになったものである。

正徳六年（一七一六）刊行

存覚作『親鸞聖人御因縁秘伝鈔』（『秘伝鈔』と略称）

享保二年（一七一七）刊行

『高田開山親鸞聖人正統伝』（『正統伝』と略称）

享保六年（一七二一）刊行

『親鸞聖人御因縁』（『御因縁』と略称）

享保十八年（一七三三）刊行

存覚作『親鸞聖人正明伝』（『御因縁』を改題刊行、『正明伝』と略称）

二番目の『正統伝』の底本となったのが、覚如の子、存覚（一二九〇～一三七三）作のオリジナル『正明伝』（原本未詳）である。『正統伝』は後に『御因縁』として刊行され、さらに『正明伝』と改題して刊行されたのである。それでは、これらの資料について確認しておこう。

まず、『秘伝鈔』であるが、この著書は江戸時代中期の真宗大谷派の僧侶・先啓了雅（一七一九～一七九七）によって編まれた『浄土真宗聖教目録』に、存覚の著書として、『秘伝鈔二卷文和三年甲午三月撰』（真宗全書七四・一六〇頁）と記されている。文和三年（一三五四）であるから、存覚が六十五歳の時の著作となる。この記述が正しい

とすると、後述する『正明伝』より後の存覚述作となる。親鸞の玉日の婚姻についての因縁話を中心とする書である。続く、『正統伝』は、高田派の五天良空の述作として享保二年（一七一七）に版本として刊行されている。その冒頭には真宗教団五派（専修寺、仏光寺、本願寺、錦織寺、越州派）の中で高田専修寺が総本山とされる。江戸時代の親鸞伝のベストセラーとなったものであるが、大谷派恵空（一六四四―一七二二）は、『叢林集』でその内容を批判し、『正統伝鉄関』（享保六年・一七二二）でも三十六箇条に渡って批判している。

また、『正明伝』は四巻伝といわれ、題字に続いて「常樂臺 釋存覺述」と記され、奥書には「文和元年壬辰十月二十八日草之畢 存覺老衲六十三歳」とあり、享保十八年（一七三三）に同じく良空によって開板されたものである。元文三年（一七三八）には、京都、大坂のそれぞれ書林からも刊行されている。原本は、文和元年（一三五二）に存覚が著述し、刊行の序によると存覚が本書を撰述して高田派に送ったものであるが、三百年間も秘蔵され、視るものは少ないので刊行されたようである。

しかし、親鸞の奇瑞的記録が網羅されている点から存覚撰述が疑問視されている。江戸期の本願寺派学僧の玄智（一七三四―一七九四）は、『非正統伝』（天明四年、一七八四年）の中で、五天良空による偽作としている。すなわち、『非正統伝』「因評正明伝」に、

餘人ノ作ニシテ、常樂ノ聲譽ヲカリテ世ニ行シメントスルモノカ、或ハ草記ノ類アリシヲ、良空縦ニ増修シテ印布シ、己カ新傳ノ輔翼トスルモノカ
（真全六七・四五二頁）

と、述べている。これらによつて『正明伝』の著者は、親鸞の玄孫である存覚ではなく五天良空の撰述とみるのが定説となつており、そのため「伝・存覚述『親鸞聖人正明伝』」と表記されることが多い。

以上、高田派が刊行した伝記は、覚如が二度の義絶をした存覚の著作とされているためか従来あまり重視されていない。山田文昭氏も次のような批判的見解を述べる。

その内容は聖人の出家及妻帯の因縁を述べ、完成本にはこれに選択附属・真影図画のことが附加してあるが、当初撰述の目的は聖人の配偶者が九条兼実の第七子玉日で、その結婚は聖人自身の意志でなく師命の止むを得ざるに出でたことを述ぶるにあつたものである。この九条家との結婚の事実は親鸞伝絵は勿論、覚如存覚の著述、及び当時の幕婦・敬重の両絵詞にも現はれて居ない。況んや兼実の日記玉葉、若しくは九条家の系譜等にも兼実に玉日といふ女子のあつたことさへ記されて居ないから、この事は史学上からは全く問題でないけれども、古来、親鸞伝のうちで重要な事跡として伝へられて居ることが、その源をこの書に発して居るので、この伝説の研究資料としては見逃すべからざるものであるが、親鸞伝直接の材料としては何等の価値もないものである。

(傍点筆者、『真宗史稿』第二編「親鸞聖人及其の教団」・一六〇頁)⁽⁷⁾
と、親鸞に係した他の書物に記載がないとの理由から重要視されていない。

また、平松令三氏(一九一九―二〇一三)も玄智の『非正統伝』や山田文昭氏の『親鸞とその教団』「親鸞伝の研究資料」の説を肯定して、高田派の学徒が存覚に托して偽撰したものと断定して、今日の学者で存覚の作と考えている学者はいないとする。⁽⁸⁾ 最近においても今井雅晴氏は史料の検討や当時の社会状況から判断して、作り話であると言わざるを得ないとする。⁽⁹⁾

ところが、これらの見解に一石を投じたのが佐々木正氏の『親鸞始記 隠された真実を読み解く』(筑摩書房)である。また、この書にひかれて、その謎の究明をするのが梅原氏の『親鸞「四つの謎」を解く』(新潮社)である。梅原氏が『正明伝』についての重要性を主張する論拠の一つは、例えば、『顕浄土真実教行証文類(教行信証)』最初の註釈書である、存覚の『六要鈔』である。そこには、

その名は綽空、仮実相兼ね。しかるに聖徳太子の告命に依りて改めて善信とのたまふ。嚴師諾あり。これを仮号と為て後に実名を称す。その実名とは今載する所の是れなり。この德行等、具に別伝の如し。

（原漢文、『六要鈔』卷一教卷、真聖全二・二〇六頁、聖典全四・九九八～九九九頁）と述べており、注目すべきは、「この徳行等、具に別伝の如し」という言葉で、「別伝」で親鸞のすぐれた行状を詳しく語っているという点である。存覚がここで「別伝」といつているのは何であろう。覚如の書いた『伝絵（御伝鈔）』のことに想像されるが、『御伝鈔』には、親鸞の聖徳太子告命により善信と名のつたという記述はない。

梅原氏は、この「別伝」とは、存覚自身が書いたもう一つの親鸞伝、『正明伝』のことではなからうかと推論している。確かに『正明伝』にも親鸞の徳行がつぶさに語られており、また『正明伝』が書かれたのが文和元年（一三五二）であれば、存覚六十三歳の時であり、一方の『六要鈔』が書かれたのは延文五年（一三六〇）で、存覚七十一歳の時である。ならば、『六要鈔』が書かれたのは『正明伝』を書いた八年後となるので、この八年前に書いた『正明伝』を存覚が「別伝」といったという推論は成り立つ。

また、『正明伝』という題名も、もともと五天良空によって名付けられたもので、存覚自身は題名を付けていなかったようである（『史料集成』七・二六頁）。文和元年（一三五二）という年も覚如没後一年後（一三五一没）の事であるので、このあたりの覚如・存覚の親子関係事情も考慮しなければならないが、梅原氏は次のように結論付ける。しかしながら、多くの本願寺派の僧にとっては、本願寺の門主にこそならなかったが、真宗教学の基礎を作り、教団中興の祖である蓮如から「釈迦の生まれ変わり」とまでいわれ、たいへん尊敬された存覚の本『正明伝』が、宗家である本願寺を全面的に否定しようとする『高田正統伝』を裏づける史料とされたことは我慢ならないことであった。

以来、『正明伝』は否定されつづける運命となった。玄智景耀による『非正統伝』の徹底批判が、現代においても近代的文献実証主義の粹を究めた学者、山田文昭にまで受け継がれていることを見ても分かる通り、「『正明伝』、存覚の著書にあらず」という説は、強い本家の誇りを持つ多くの本願寺派の学者の信念であったのである。

山田文昭による『正明伝』否定の矛先は、本願寺に伝わる同じく存覚によって書かれたとされる『親鸞聖人御因縁秘伝鈔』（以下、『秘伝鈔』）についても及ぶ。（中略）この本は『正明伝』後に書かれたものとなる。そこには、親鸞と九条兼実の娘、玉日の結婚の由来が述べられている。もし『正明伝』、『秘伝鈔』ともに間違いなく存覚の著書であるとすれば、この二つの著書にともに記された親鸞と玉日の結婚の話こそ、浄土真宗のもっとも重要な思想であると存覚は考えたのであろう。この『秘伝鈔』が増訂されて、室町期に完成したものに『親鸞聖人御因縁』（以下、『御因縁』）という本がある（『御因縁』の方が先に作られたという説もある）。篤実な学究態度で知られる仏教学者、宮崎円遵（一九〇六―一九八三）は「この二書は『伝絵』などよりも古くから伝わる伝承である」として、『秘伝鈔』と『御因縁』の二書をはなはだ重視している。しかし、この二書に対しても、山田文昭は厳しく批判している。

（梅原前掲書、五八―五九頁）

と述べて、その重要性を主張するのである。

三 『秘伝鈔』『正明伝』における親鸞の婚姻譚

梅原氏は、親鸞の婚姻の謎を解き明かすのにもっとも重要な鍵となるのが『正明伝』であると述べる。『正明伝』は残念ながら存覚直筆の原本は発見されていないが、梅原氏の実証的な論考が正しいとするならば、『秘伝鈔』や『正明伝』の親鸞婚姻譚に関する箇所が問題となる。

ここでは、『真宗史料集成』に掲載（底本、龍谷大学蔵本）された伝存覚『秘伝鈔』の婚姻譚を少々長いが紹介する。尚、『正明伝』の婚姻譚は梅原氏が論考されているが、内容的にはほぼ同内容であり、その成立の前後関係の考察は史家に任せる。読みやすさを考慮して片仮名書きを平仮名書きとした。

建仁元年初冬のころほひ、月輪の禪定殿下（九条兼実）吉水の御坊に入御ありて、いつよりもねんごろに御法談ましましてけるに、殿下おほせられけるは、御弟子いまは三百有余、いづれも淨行智徳のみなり。そのなかにおいて、円照 博陸の御法名 ひとり在家なり。ひじりたちの称名と、在家の人の念仏と、功徳の浅深いかばかりぞや。源空聖人こたへたまはく、出家在家ひとしくして、功徳まつたく勝劣さふらはず。

殿下うたがひてのたまはく、この条もつとも不審に候。そのゆへは、女人にもちかづかず、不淨の食もせず、清僧の身にてまうさんは、功徳さだめてたふとかるべし。朝夕女境にむつれ、酒のみ、不淨の食をしながら、仏を念ぜんともがらは、いかで清僧におとらざるべき。

聖人こたへてのたまはく、その義は淨土のこゝろにあらず、聖道門の通戒なり。いま我宗のおもむきは、一切善悪凡夫得生者、莫不皆乘阿弥陀仏、大願業力為増上縁也、と定判して、他力深心を本願としたまへり。されば一向専修において、なにの勝劣かはんべらん。聖人世俗男子女人老少賢愚、ことごとく乃至十念一念に決定往生すべきなり。具三心者必生彼国、あをいで信をとるべし。疑心をおこすべからず。自力の念仏は往生せず。他力の念仏は往生す。よく分別したまふべし。（中略）

そのとき殿下おほせられてはいはく、さやうに差別あるまじくさふらはず、御弟子のなかに一生不犯の清僧を一人たまはりて、末代悪世の俗徒等がうたがひをやぶりはんべらんがために、直に在家になしたてまつりさふらはずや。

聖人すこしもいたみたまはず、子細候まじ、善信房今日より法皇 入道殿下の御ことなり。太政大臣入道したまへば、法皇の仮名ありとぞ。の御定に遵たてまつれとぞおほせられける。ときに親鸞興をさまし、なみだにむせび、低頭し

て御返事をもまうされず。いかにいかにとせめられたまひて、や、あて申たまはく、我むかし父母の育室をはなれ、釈門のちりにまじはりしよりこのかた、こゝろには菩提の妙果を期し、身には出離の要行をつとむ。立年に

およんで、はからざるに聖人の座下に参候せるいまは、勸化の命旨をたふとんで、専修念仏の一行に帰す。た、あふぐところは可通入路の法門、たゞよろこぶらくは決定往生の捷徑なり。しかるにいま数百の御弟子のなかに、善信ひとりえらばれて、かゝる御定をうけたまはり候こそ面目なくさふらへとて、すみぞめの御袖をしぼりたまふ。

良ありて大師聖人のたまはく、そのいはれ子細さふらはず。うらみたまふところ一往もてことはりなり。そもそも当年なつのはじめ、善信房の来臨ありしは、これわたくしの意樂にあらず。六角堂の居士救世観音の御指南なり。かの御夢想のつげにまかせて、かつは弘法利生のため、殿下の御定にしたがひて、在家修行の法頭となりたまふべし。とくとくとぞおほせける。

善信かさねてまうしたまはく、上宮救世の御利生によりて、聖人の御門徒に参する条は勿論、ただし在家になるべしとは御示現さらにはんべからず。

聖人き、もあへたまはず、靈応瑞夢かくれもさふらはず、観音まのあたりしめしたまへる文証あり。源空暗に存知してはんべり。ことのついでにてさふらへば、善信房の世をのがれたまひし由来をのこさず一一にかたりたまふべし、とおほせられしかば、一座の人々面白とぞぞめきける。

ときにあたりてのがれがたき聖人御所望の懺悔ものがたり、辞するにところましまさず、親鸞かたりてのたまはく、善信いまだ青蓮院にさふらひしとき、正治二年の春かとよ。

後鳥羽の太政天皇より人々に、百首の歌めされしとき、慈円僧正の恋の御うた、(中略)さては法師のふるまひかや。たゞこれ名聞世情に狂ぜる末世濁乱の貪墨なるが謂なりと、無下にあさましくおぼへしかば、京より乗輿をさかもとにかへしつかはして、六角堂に参籠して、上宮救世の利生をあふぎて、出離得脱をいのりまうしかば、谷響きおはします。感応(こにおこ)焉あらたなりしあいだ、すなはち名利のころもをぬぎすて、聖人の座下にはま

いりて候と、一にかたりまうされけり。

そのときに聖人御硯めしよせて、善信房その参籠のあいだにきて、感得の夢想には四句の要文はんべりしなり、源空そらにしろして、たゞいまあはせてみせたてまつるべしとて、いまだまうしいだされぬさきに、紙面にしろしておした、み、御懷中におさめたまひて、善信房はやばやその要文あらはしたまへ、とおほせられけるこの御夢想の記、くはしく本典にあり。いま省略す。　そのとき善信、

行者宿報設女犯　我成玉女身被犯

一生之間能莊嚴　臨終引導生極楽

大悲かさねてしめたまはく、これはこれ救世大聖の誓願なり。善信よろしくこのむねを宣説して、一切群生にさかしむべしと　之を略抄。

かたりまうさる、親鸞の御ことばと、已前にしろしたまへる聖人御筆の要文と、一字もちがはざるにこそ、諸人一同に殊勝のこゑをばあげられしか。聖人も禪定殿下もいよいよ云云したまひしかば、信空、聖覚等の智徳もろもろの法間^{（マ）}たちいさめ、す、めまうさるあひだ、親鸞ちからをよびたまはず、禪定殿下の同車とありて、五条西洞院の殿　本宅　にわたらせたまひぬ。その夜やがて月輪の入道　後の法性寺の入道、前関白とまうすこれなり　前関白太政大臣兼実公　御法名釈円照　の御息女、玉日の御方とまうして、今年十八にならせたまひける御料人にあはせたてまつらせたまへり。（中略）

さて三日ありて、親鸞夫婦御同車して、吉水の御坊へまいりたまふ。聖人ひめぎみを御覧じて、子細なき坊守なり、とおほせそめしよりこのかた、一向真宗の一道場の家主をば坊守とまうしつたへたり。

『親鸞聖人御因縁秘伝鈔』（『史料集成』七・五九―六四頁）

とある。以下に内容の要点を整理しておこう。

- ・ 九条兼実 は、出家・在家による念仏功德の違いを法然に確かめている。
- ・ 法然 は、浄土門における他力念仏には、そのような功德の分別がない旨を述べる。
- ・ 九条兼実 は、ならば清僧である弟子一人を在家とすることで末代俗徒の疑いを破るように懇願する。
- ・ 法然 は、弟子の中から親鸞を指定するが、親鸞は専修念仏一行を喜んでいて旨を申して快諾せず。
- ・ 法然 は、親鸞の参籠の夢告を存じており、弘法利生のため、九条兼実の御定にしたがって在家修行の法頭となる事を勧める。

・ 親鸞 は、法然が所望の懺悔ものがたり（中略した慈田と後鳥羽天皇との「恋」歌の経緯）を述べて、六角堂に参籠した旨を申す。

・ 法然 は、その参籠時の夢告を存じており、親鸞が吐露する前に夢告を懐紙にかきつけて、それが親鸞の言葉と違う事がなかった事に一同が驚く。⁽⁰⁰⁾

・ 法然の上足の弟子の信空や聖覚の勧めもあり、九条兼実に同乗して五条西洞院へ。

・ そこで、九条兼実の娘の玉日と会い、三日後に夫婦として法然に挨拶へ参る。

と、これら一連の話の流れや、この後の文章をみると、念仏功德が出家・在家と差別なく、末代の俗徒の疑いを破るために、在俗となり婚姻したという流れである。

この点は、『御因縁』（史料集成七・四九〇～五一頁）『正明伝』（史料集成七・一〇四～一〇六頁）においてもほぼ同じである。だが、『御因縁』については、その内容が「親鸞因縁」だけでなく、高田派の真仏について述べた「真仏因縁」、荒木門徒の源海について述べた「源海因縁」について、それぞれが独立流布していたような構成となっている。宮崎圓遵氏も婚姻譚は「坊守が大きなウエイトをもつ門徒であったといわねばならない」として、仏光寺教団な

どで盛んに行われた絵系図が、道場坊主と坊守とをあわせ描いている事実との関連性を考えると、親鸞から真仏、源海へと相承していった荒木門徒をこれに当てている¹¹⁾。また近年の論考でも、『御因縁』は談義本として、史実性の低い史料という説、京都の貴族・三善氏の出である恵信尼では一般民衆に坊守を語る際に弱かったと論じる¹²⁾。

これら伝記が偽書なのか、伝存寛の真筆であったのかの問題点、時の権力者である九条兼実の娘である玉日と結婚するというのは常識的に考えられないという問題から、従来これら伝記は顧みれる事が少なかったが、九条兼実が法然に念仏功德を尋ねる前の動向や状況等からは、一概には作り話とも言えない部分もある。そこで、九条兼実の子女について窺ってみたい。

四 史実の九条兼実とその子女

九条（藤原）兼実の生涯を概略すると、九条兼実の後法性寺関白といわれ、摂政関白を務めた藤原忠通の三男で、久安五年（一一四九）に生まれ、保元三年（一一五八）に十歳で殿上人になり、長寛二年（一一六四）に内大臣、仁安元年（一一六六）に十八歳で右大臣、そして文治二年（一一八六）に三十八歳で鎌倉幕府を開いた源頼朝に認められて摂政になり、建久二年（一一九二）には関白になる。しかし建久七年（一一九六）、土御門（源）通親の謀略により失脚し、建仁二年（一二〇二）、五十四歳にして法然を戒師として出家し、建永二年（一二〇七）享年五十九歳で逝去した。

九条兼実の生涯において大きな出来事は、「建久七年の政変」といわれるものである。後白河法皇崩御により九条兼実は後鳥羽天皇を後見・擁して朝政を主導するが、故実先例に厳格な姿勢や門閥重視の人事は中・下級貴族の反発を招き、朝廷内での信望を失っていた。一方で、源通親は、九条兼実冷遇されている善勝寺流や勧修寺流の貴族を味方に引き入れ、丹後局を通して大姫入内を望む頼朝に働きかけ、後鳥羽天皇中宮・任子を入内させていた兼実と

の離間を図った。建久六年（一一九五）十一月、通親は権大納言に昇進し、自らの養女・在子が皇子（為仁、後の土御門天皇）を産んだことで一気に地歩を固め、建久七年（一一九六）十一月、任子を内裏から退去させ、近衛基通を関白に任じて九条兼実をも失脚させたのである。

では、九条兼実は、法然とはどのような関係があったのであろう。いま、『玉葉』（九条兼実日記）、『三長記』（藤原長兼日記）、法然の諸伝記（『四十八巻伝』など）を基に、時系列に簡条書き列記すると次のようになる。尚、一々の史料の出典箇所は煩雑となるので割愛した。⁽¹³⁾

また、九条兼実には良通、^{よしみち}良経、^{よじつね}良尋、良田、良平、良輔、良怪、良海、良恵、と九人の男子があつたことは間違いないようであるが、娘については中宮となつた任子以外の名ははっきりとした記録がない。

文治四年（一一八八） 二月 十九日 兼実の長子・良通が急死（二十二歳）。

文治五年（一一八九） 八月 一日 兼実、初めて法然を請じ、法文を断ずる。⁽¹⁴⁾

八月 八日 兼実、法然を招き、受戒、念仏を始める。

文治六年（一一九〇） 七月二十三日 法然、兼実、恒例念仏を始める。

建久二年（一一九二） 二月二十六日 法然、後白河法皇に受戒。

七月二十八日 兼実、法然を請い受戒する。

八月二十一日 兼実、法然を請い受戒する。

九月二十九日 兼実の娘・中宮（任子）の受戒に法然を呼ぶ。⁽¹⁵⁾

十月 六日 兼実、法然より受戒する。

建久二年（一一九二） 八月 八日 兼実、法然を請い受戒する。

建久六年（一一九五）

七月 十三日 法然、任子に授戒する。

八月 十三日 中宮・任子が皇女（昇子内親王）を出産。

十一月 十日 兼実の嫡子・良経が内大臣。

十二月 二日 源通親の養女・在子が皇子（土御門天皇）出産。

建久七年（一一九六）

十一月二十三日 中宮・任子は内裏から退去させられる。

十一月二十五日 近衛基通が関白に任じられて、兼実は失脚。

建久八年（一一九七）

三月 二十日 兼実、法然を請い受戒する。

法然、病氣となる。兼実驚き参る。

建久九年（一一九八）

一月 十一日 土御門天皇が即位して源通親が権勢を極める。

二月二十八日 法然、病勢が増し、念仏の数を減らす。

三月 法然、九条兼実の請により『選択集』撰述。

正治元年（一一九九）

兼実次男の良経、左大臣として政界復帰。

正治二年（一二〇〇）

九月 三十日 兼実、北政所（藤原季行の女、良通・良経らの母）が病氣となり法然に授戒させる。

十一月一、二日 北政所、続けて受戒する。

十二月 十日 兼実、北政所が死す。

建仁元年（一二〇一）

春の頃 親鸞、法然の室に入る。

十月（初冬） 親鸞、玉日と婚姻か。

十月 十七日 任子（宜秋門院）、法然を戒師として出家。

建仁二年（一二〇二） 一月二十八日 兼実、法然を戒師として出家、円照と号す。

建仁三年（一二〇三） 七月 法然、吉水を出て小松殿に移る。

十二月二十五日 良経、土御門天皇の摂政となる。

元久元年（一二〇四） 十月頃 山門宗徒、蜂起して、専修念仏停止を訴える。

十一月 七日 『七箇条起請文』作成される。

十一月 七日 法然、山門に送る起請文を記す。

十一月二十八日 法然、『選択集』を書写。（当麻往生院所藏本）

十二月 十四日 良経、太政大臣となる。

元久二年（一二〇五） 四月 五日 法然、月輪殿にて法談、退出の時、頭光を現す。

四月 十四日 親鸞、『選択集』書写、法然これに内題を書す。

閏七月二十九日 法然、親鸞図画の影に銘文し、善信の名を書与。

八月 法然、小松殿にて、瘡おこりをわずらう。

十月以前 法然、怠状うだじょうを提出か。

十月 貞慶、興福寺奏状を書し、法然を糾弾。

元久三年（一二〇六） 三月 七日 良経、頓死。

建永二年（一二〇七） 二月二十八日 法然、土佐に配流、念仏停止される。

三月 十六日 法然、配流のため都を出る。

三月 十六日 法然、兼実に返歌。

三月二十六日 法然、塩飽の地頭高階保遠西忍の館に着く。

四月 五日 兼実、逝去。

さて、九条兼実是将来を囑望されていた長男・良通が早世した心痛から出家も考えたようで、専修念仏の教えにも救いを求め、文治五年（一一八九）頃より法然に深く帰依するようになっていた。建久七年（一一九六）の政変後には、法然も病がちとなり、法然に念仏の奥義について記すように『選択本願念仏集』（『選択集』）執筆を求めている。事実、法然も建久九年（一一九八）から建永元年（一二〇六）までの間に念仏三昧に入っている。

この間、兼実は正治二年（一二〇〇）末には北政所を失い、娘の宜秋門院（任子）も法然について受戒し、建仁元年（一二〇一）には法然を戒師として出家している。また、兼実も建仁二年（一二〇二）一月二十七日に、法然を戒師として出家（僧名は円照）している。

親鸞が法然門下に入室したのは、建仁元年（一二〇一）の春の頃（初夏）というのは定説であるので、玉日が九条兼実の娘とするならば、この時期、兼実は失脚し北政所を失った失意の中にあり、中宮となった任子（宜秋門院）も内裏退去で出家を考えた時期となる。また、法然も『選択集』を執筆して、病氣もやや落ち着き、念仏三昧に入っていた時期ともいえる。

ところで、九条兼実は、殿上人となつて間もない頃から書き記した、『玉葉』という実に詳細な日記を残している。『玉葉』は、長寛二年（一一六四）、十六歳の時から正治二年（一二〇〇）、五二歳に至るまでの六十六卷からなる日記であるが、失脚後の晩年については詳細な日記の記録がない。

拙者はこの日記全体を読み解く力はないが、この『玉葉』を読み解いている某氏より、ある示唆を得た。⁽¹⁸⁾『玉葉』から、九条家の子女は男子九人と猶子一人（兼良）、女子が二人、孫は男子三人、女子三人が確認できるといふ。この孫女子の一人が玉日ではないかと指摘を得た。

現在、玉日の伝承が残る寺院は、京都市内に三箇所存在する。この地を実際に調査されたことは梅原氏の著書にもみえるが、整理すると次のようになる。

【五条西洞院の地にある親鸞が玉日と過ごした伝承のある寺院】

光圓寺（真宗大谷派、下京区松原通西洞院東入、兼実の別墅^{べっしょ}（下屋敷）、「花園殿」）

大泉寺（浄土宗、元浄土真宗寺院、名称「花園御坊」）

【親鸞流罪後の玉日の様子を伝える寺】

西岸寺（浄土真宗本願寺派、伏見区、法性寺小御堂跡に立つ通称「花園御殿」）

このうち、西岸寺の「能莊嚴院殿玉日姫君御自作御尊像」の縁記には「姫君元暦二年三月十八日御誕生、承元三年九月十八日御往生¹⁹」とある。『玉葉』元暦二年（一一八五）三月十八日には日記の記載がない。前日には平氏が備前小島に在る事などが述べられているので、平氏滅亡へ向かう最中で、女子誕生を記すどころではなかったのかもしれない。

ところで、同縁起には十八歳にて玉日が結婚したとも記載される。これらは『秘伝鈔』『正明伝』も同じであるが、この十八歳結婚説が正しいとすると、諸伝記の親鸞婚姻年が法然門下へ入門した建仁元年（一二〇一）十月であり、縁記に記載された誕生年は一年ずれており、元暦元年（一一八四）でなければならぬ。縁記の誕生年の再確認が必要であろう。また、元号の書写間違いも考えられる。一方で、没年記録が承元三年（一二〇九）であれば玉日は二十六歳往生となる。

さて、元暦元年（一一八四）が誕生年とすると、この元暦元年生まれの子女は『玉葉』では二人いる。一人は男子で、四月十九日に或女房が男子を生んで兼実が喜んでゐる。もう一人が女子で、十月二十九日に「余家女房生三大将之子²⁰」とある。この余である兼実の家女房と大将（十八歳の長子である良通）との間に女子が生まれたとある。

良通（一一六七～一一八八）は、崇徳天皇の皇后（中宮）で、子供を授からなかった藤原聖子（一二二～一一八二、院号は皇嘉門院）の猶子となり、治承四年（一一八〇）六月二十三日に藤原兼雅の娘と婚姻している。今、この良通の娘の母が誰かという問題があるが、良通の娘（兼実の孫娘）であることは間違いない。また、この女子が五歳になった文治四年（一一八八）に父良通は二十二歳で急死しているのである。

『尊卑分脈』では兼実の娘は任子のみであるが、『玉葉』元暦二年（一一八五）十月三十日には、「余落胤女子²⁴四歳夭亡了」と四歳で病死した女子の記述もあり、少なくとも兼実には実子の女子が二人はいたと考えられる。

『玉葉』には、確認できる限り兼実の第三子としての任子と第四子の落胤の女子以外に娘はでてこない、孫としての女子は、先の良通の子以降には、第二子良経の娘の立子（一二九二～一二四八、順徳天皇中宮）、昇子（一一九五～一二一一、順徳天皇の准母皇后）だけである。『玉葉』だけを典拠とするならば、玉日の誕生年に想定される女子は良通の娘だけとなる。

愚考ながら早世した良通の五歳の娘を祖父である兼実が育てた可能性も考えられる。さすれば、家女房が産んだ孫娘を親鸞の婚姻相手に選んだとしても不思議ではない。兼実や良通に何人の女子が存在したかは明確ではないが、記録に残る女子は入内して中宮となっている。先の良通の女子の行事として関係あるうと考えられる記録として、『玉葉』には、文治元年（一一八六）一月二日に菌固²⁷、文治二年（一一八七）一月十五日には戴餅²⁸、文治五年（一一八九）十二月十一日には日吉社参詣の記載が確認できるが、その後の動向の記載はない。

小 結

さて、紙面都合により筆を置かなければならないが、伝存覚撰述の諸伝記にある玉日との親鸞婚姻譚は、九条兼実『玉葉』からみると、若干の可能性が見いだせる面もある。ただ、諸伝記の玉日結婚年齢を十八歳として計算し、ま

た縁起に残る誕生年や没年を基準としても、玉日と恵信尼の誕生年が重ならない。というのも、恵信尼の誕生年が寿永元年（一一八二）というのは『恵信尼消息』等からみても確定的であるからである。ならば、玉日と恵信尼同一人物説というのは成り立たないように考えられる。

いずれにしても、玉日の存在はまだ棄てきれない面がある。このあたりは総合的に以下のような諸問題にも考究すべきかと思われる。

- ・ 親鸞が在俗となる事や婚姻を勧めた法然弟子である信空・聖覚や九条家の関係。
 - ・ 親鸞が玉日と生活したであろう五条西洞院をめぐる問題。
 - ・ 関東の九条家領と流罪後の関東移住の問題。
 - ・ なにより玉日と恵信尼との関係性の問題。
- と、諸課題を提示して後日別稿に譲ることとする。

（未完）

註

(1) 玉日の存在等について、最近では佐々木正『親鸞始記―隠された真実を読み解く』（筑摩書房、一九九七年）によって指摘がなされているが、梅原氏はより実証主義的な論考を展開している。

(2) 「月輪殿」とは「九条兼実が造営した山荘の名、またはその名に基づく兼実の呼称。兼実は、正治元年（一一九二）頃より、現在の東福寺の東から泉涌寺にかけての山谷に、山荘を造営した。妻が没した後、この地に居住し始め、その後、兼実の呼称として用いられるようになったと考えられる。ゆかりの地を呼称として用いる例としては、兼実の父である藤原忠通が、氏寺の法性寺の名をとって、法性寺殿と呼ばれており、それを受けて兼実は後法性寺殿とも呼ばれている。」

（新纂『浄土宗大辞典』MGG版）

(3) 初稿本は永仁三年（一二九五）に書かれた親鸞の生涯をつづった絵詞で、本願寺第三代宗主覚如の著作である。十三段からなる絵巻物であり、詞は覚如が撰述し、絵は浄賀法眼に描かせたものである。

親鸞の妻、玉日をめぐって（二）（武田）

しかし、建武三年（一二三六）の戦火により本願寺と共に焼失したので、康永二年（一二四三）に書き直され、その際に、詞を『御伝鈔』、絵を『御絵伝』の別仕立てとして、『御伝鈔』は上巻八段・下巻七段の十五段と二段増補し、『御絵伝』は、淨賀法眼の子・円寂と門人・宗舜に描かせている。

- (4) 『叢林集』は、『真宗資料集成』巻八「解題」によると「本書の著者である恵空は、本願寺第八世蓮如の門侶として活躍した道西房善従を開基とする近江金森の善龍寺（現在の守山市金森町善立寺）の出身で、のち京都の西福寺に入ったが、とくに東本願寺の初代講師として講義の傍ら筆硯にしたりし、真宗教義の闡明につとめると共に、ひろく浄土教の典籍を渉猟して、大いに一派宗学の興隆につくした。（中略）また、彼がものした著述は六十部以上をかぞえるが、このうち最も大部で、しかも代表的なものとして『叢林集』が挙げられる。（中略）その著作年時については、元禄四年（一六九一）すなわち恵空の四十八歳の時に草本を集め、後八年を経た同十一年（一六九八）五十五歳のとき再治して九帖とした（真本巻六の終および巻末の跋文）ことが知られる。すなわち、そのころ彼は、西山・鎮西の註疏を抄録して浄土諸派の研究に打込んだ時期であって、元禄九年（一六九六）には『選択集叢林記』八巻を撰述し、それを踏まえて真宗の伝統を明らかにすべく『叢林集』の集大成に努力を惜しまなかった。かくて、元禄十一年五月晦日に筆功を託えたが、本書の普及には、そののち刊本として次の四種があげられる。すなわち、享保三年の十一冊本と、明治十四年の真本『叢林集』六冊本と、さらに大正二年の真宗全書本、および昭和十二年の真宗大系本があげられる。」（史料集成八・一七〇二〇頁）
- (5) その他に、他派に関する伝記として『錦織寺伝絵記』、『善信聖人伝絵鈔』、『親鸞聖人由来』（文禄元年・一五九二年書写）などがあるが、親鸞の婚姻譚はない。

- (6) 山田文昭遺稿刊行会編『真宗史稿』（破塵閣書房、一九三四年）・一六〇頁。

- (7) 同上

- (8) 平松令三『真宗史料集成 第七巻』解題、二五頁。

- (9) 今井雅晴『親鸞の妻 玉日は実在したのか？ 父とされる関白九条兼実研究を軸に』自照社出版、二〇一七年、六一頁。
法然が念仏を中心とした生活を重視していた点は、次のような言葉からも窺える。

現世をすぐべき様は、念仏の申されん様にすぐべし。念仏のさまたげになりぬべくば、なになりともよろずをいといすてて、これをとどむべし。いわく、ひじり（聖）で申されずば、め（妻）をもうけて申すべし。（中略）一人して

申されずば、同朋とともに申すべし。共行して申されずば、一人籠居して申すべし。

（『禪勝房伝説の詞』、『昭和修法然上人全集』四六二―三頁）

(11) 『史料集成』巻七・二〇頁。

(12) 塩谷菊美『語られた親鸞』（法藏館、二〇一一年）・三二頁。橋本順正「武蔵国の玉日伝説」（『東国真宗』、二〇一七年）二四頁。

(13) 梶村昇「法然上人行実」（浄土宗出版、二〇〇五年）には詳細な出典が示されるので参照されたい。今は多少補足をして掲載した。

(14) 兼実はこちら以前より仏教に対する信仰が深かったようで、文治二年（一一八六）八月二十四日（『玉葉』第三（国書刊行会・一九〇七年）二五六頁）には、早朝から念仏を十五万遍も誦したといい、『往生要集』の話を僧侶から聞いている。

(15) 『玉葉』第三（国書刊行会・一九〇七年）七三一頁）に記載され、清僧から戒律を受ける事ができない近頃に、法然は戒律をきちんと伝えているという。

(16) 『興福寺奏状上』（日本思想史大系十五・三一六頁）以外にこの記録はない。「怠状」とは、平安後期から鎌倉時代にかけて、罪人に提出させた謝罪状である。

(17) 兼実が仏教に深い興味を抱いていた事は間違いないが、必ずしも法然浄土教にだけ傾倒していたとは考え難い。事実、晩年の建永元年（一二〇六）には後に法然と敵対する明恵を招いて法門を聞いている。（『夢記』第八篇七以下、明恵上人資料一・一三〇頁）息子の良快は明恵にも師事し、天台座主にもなっている。このあたり、法然から多々受戒（説戒）を受けたのも現世利己的な側面が強いといえる。詳細は、坂東性純「明恵上人と九条兼実」（印仏研三〇の二、一九八二年）を参照されたい。

(18) 玉日が親鸞の妻ではないかと主張される某氏は、在野において九条家と本願寺などの関係を探求される方である。特に、『玉葉』には、当時の公家の儀式に関する記載の年月日があり、九条兼実子女の生後の百日、齒固、真菜三才、戴餅、参詣（吉田か祇園）、参詣春日社、元服、出家や猶子、結婚、死亡などである。某氏指摘には誤認部分もあり、再度検証が必要であるが、新しい視点を頂戴した。

(19) 梅原猛「親鸞「四つの謎」を解く」（新潮社、二〇一四年）二二三頁。

- (20) 『玉葉』第二(国書刊行会、一九〇六年)四三頁。『玉葉』には子女の幼名はほとんど記載されず、男子は「小童」、長女任子だけは「姫君」である。
- (21) 聖子は、父の藤原忠通没後は猶子としていた異母弟の九条兼実の後見を受けた。また治承四年(一一八〇)に兼実の嫡男・良通を猶子として、忠通伝来の最勝金剛院領などを相続させた。これが後世における九条家家領の源流となった。
- (22) 『玉葉』第三(国書刊行会・一九〇七年)一一〇頁。
- (23) この子女については養和二年(一一八二)八月十四日に百日祝いの記述がある。『玉葉』第二(国書刊行会・一九〇六年)五六九頁。
- (24) 『玉葉』には、女子については婚姻等があるまでは、名前すら記載はない。
- (25) 良通の早逝のため、九条家嫡流は同母弟の良経に受け継がれたが、良通が猶子となっていた藤原聖子(第七十五代天皇・崇徳天皇の中宮)から継承した最勝金剛院領などの皇嘉門院領は、後の九条家の家領の源流となっている。
- (26) 「花園殿 高圓寺縁起」では、九条兼実の第七女ともいわれる(梅原猛『親鸞「四つの謎」を解く」二二三頁)。
- (27) 『玉葉』第三(国書刊行会・一九〇七年)六一頁。「菌固」とは正月一日から三日にかけて長寿を願う堅いものを食する行事で、菌固の具に餅鏡が入っていることから「見鏡」とも呼ばれた。この日に父の大将(良通)が来るとはあるが、菌固が女子とも男子とも記載がない。
- (28) 『玉葉』第三(国書刊行会・一九〇七年)一四一頁には、「小兒戴餅大將為之」とある。これも女子とは限らない。
- (29) 『玉葉』第三(国書刊行会・一九〇七年)五八一頁。ここでは、「姫君」と記載がある。十一歳年上の任子については既に春日社に参詣(安元三年(一一七七)二月十三日)しているし、他の子女についても三歳・五歳・七歳のいずれかに、藤原氏の氏神の春日大社の参拝記録が残る。唯一、この「姫君」が先の女子であれば五歳で、なぜか一人だけ日吉社への参詣である。ただ、良通の実子とは限らないが、良通没後というのも気になる点である。

キーワード 親鸞・妻・玉日・恵信尼・正明伝